

議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成 22 年 10 月 15 日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会

委員長 堀之内盛良

1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

2 委員会の開催日

8 月 4 日，9 月 6 日（2 日間）

3 審査の経過及び結論

(1) 正副議長の選挙における演説の導入について

議会の選挙は立候補制を採用していないが，正副議長の選出過程を市民に明らかにするため，所信表明の演説を行っている議会もあることから，その必要性について審査を行った。

審査の結果，議会基本条例第 2 条の市議会の活動原則に基づき，議会の公開性，透明性を高めるため，正副議長の選挙において，所信表明の演説を本会議で行うものとした。なお，演説は，発言通告に基づき選挙の議事に入る直前に行うものとした。

(2) 自由討議の導入について

議会基本条例第 3 条において，「議員相互間の自由な討議の推進」を規定していることから，具体的な運用方法について審査を行った。

審査の結果，本会議での自由討議は現行の会議規則では行うことが難しいこと，また，市議会の場合は委員会での審査が中心になることから，現行の会議規則により自由討議が可能な委員会において，自由討議の機会を設けるものとした。なお，質疑の途中において，委員長が必要と認める場合に，自由討議に切り替えて審査するものとし，その導入は，今期定例会後からとした。

(3) 政務調査費の有効的な活用策及び情報公開の在り方について

議会基本条例第 16 条の規定に基づき，政務調査費の有効的な活用策及び情報公開の在り方について審査を行った。

審査の結果，政務調査費の透明性を高め，説明責任を果たすため，収支報告書及び活動報告書をホームページで公表するものとした。なお，収支報告書は本年度分から，活動報告書は平成 23 年度分から公表するものとした。

また，政務調査費の手引書を本年度中に作成し，適正な執行に努めるものとした。

(4) 特別委員会の在り方について

特別委員会は特定の事件を審査するために臨時的に設置されるものであることを踏まえ，今後の特別委員会の在り方について審査を行った。

審査の結果，特別委員会が常設化し，また，設置数も多くなっており，設

置している特別委員会の見直しが必要と考えられるが、具体的には議会運営委員会で検討されるべきものであることから、見直しの検討を行う際の指針案を、次のとおり示すものとした。

ア 特別委員会は、本市にとって重要な問題であり特別に調査を必要とする案件や、常任委員会での審査が難しい案件に限って設置するものとする。

なお、設置に当たっては、可能な限り常任委員会において審査できないか、又は常任委員会の複数所属制度の活用により、常任委員会として設置できないか、検討するものとする。

イ 可能な限り調査事項を明確にし、調査終了による委員会の廃止ができるよう努めるものとする。